

第四次浦添市一般廃棄物処理基本計画 (中期計画)

【概要版】

令和8年3月

浦 添 市

計画の策定の概要

1. 計画の背景と位置付け

国ではこれまで、循環型社会の形成と推進のための「循環型社会形成推進基本法」をはじめとし、廃棄物適正処理のための「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)、リサイクルの推進のための「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。)、個別物品の特性に応じた規制など様々な法律の整備が行われてきました。

浦添市(以下「本市」という。)では、令和 3 年 3 月に「第四次浦添市一般廃棄物処理基本計画」(以下「既定計画」という。)を策定し、令和 17 年度を目標年度として、循環型社会の実現に向けた各種施策に取り組んできました。しかしながら既定計画の策定以降、令和 4 年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)の施行、令和 6 年 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」の策定など、さらなる対応を求められる事項が生じています。

令和 7 年度は既定計画の中間目標年度を迎えることから、今後 5 年間に実施する施策の方向性を示す策定年にあたります。

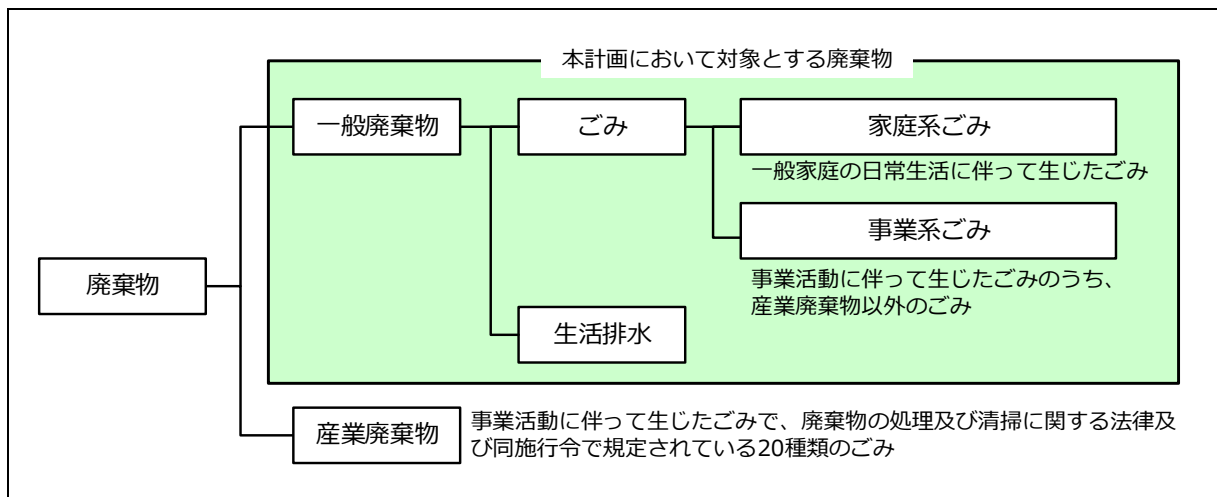
既定計画で示した施策等を継承しつつ、必要となる施策の方針を見直すものとします。

2. 計画対象廃棄物

計画対象区域は、本市の行政区域のうち米軍基地(キャンプキンザー)を除く区域とします。

第四次浦添市一般廃棄物処理基本計画(中期計画)(以下「本計画」という。)は、市内で発生する一般廃棄物(ごみ・生活排水)を計画対象とします。

▼図表 1 対象廃棄物



3. 計画期間

本計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。既定計画の中間目標年度である令和 12 年度には、計画の進捗状況の検証・評価を行い、社会情勢の変化等を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行います。

ごみの排出量の将来予測等は、既定計画の目標年度である令和 17 年度まで行います。

ごみ処理基本計画

1. ごみの処理フロー

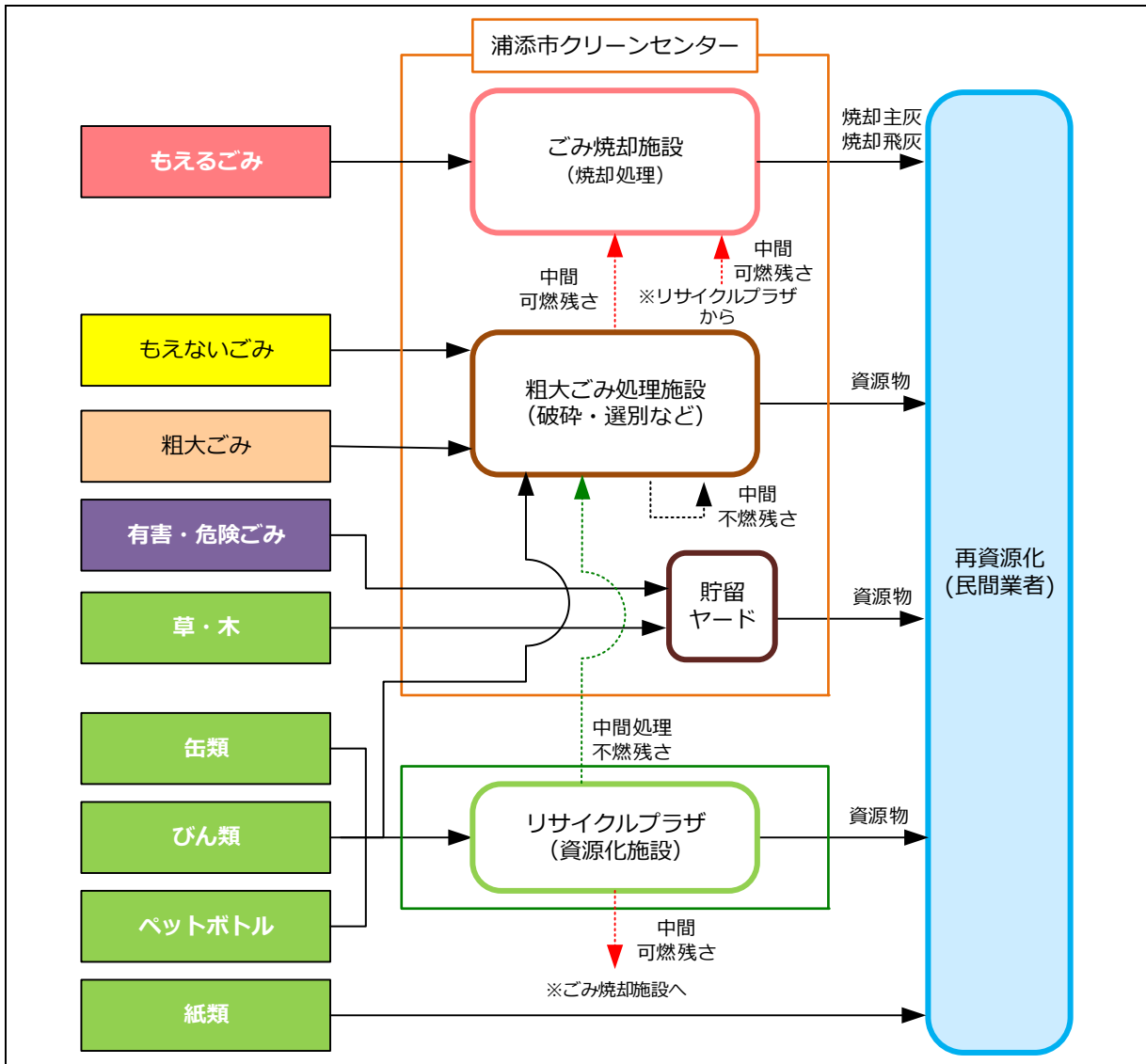
一般家庭及び事業所から収集されたごみは浦添市クリーンセンターや浦添市リサイクルプラザへ搬入され、適正に処理・資源化しています。

もえるごみは、ごみ焼却施設で焼却処理を行い、焼却主灰はセメント原料として、焼却飛灰は山元還元として資源化しています。

もえないごみ及び粗大ごみは、粗大ごみ処理施設にて破碎した後、破碎残さ、資源物、可燃残さに選別し、それぞれ再資源化、焼却処理を行っています。

資源ごみのうち缶類、びん類、ペットボトルは、リサイクルプラザにて、それぞれ選別、圧縮・梱包を行ったのち、再資源化しています。草・木と有害・危険ごみについては、浦添市クリーンセンターの貯留ヤードで保管後、再資源化しています。紙類については、直接資源化業者へ引き渡しています。なお、本市では埋立処分は行っていません。

▼図表2 ごみ処理の流れ（令和7年度）



2. 排出抑制・再生利用の推進の取組状況

本市では、排出抑制・再生利用の推進に取り組んでいます。ごみ減量とリサイクルを進めるために市民・事業者との協力で様々な取組を進めています。

■取組内容

- 市民への教育・啓発活動の実施
- 事業者への減量化・資源化指導の徹底
- 個人のリサイクル活動の推進
 - ・生ごみの減量化の推進
 - ・家電リサイクル・パソコンリサイクルの推進
- ごみ処理手数料の見直し
- 庁用品、公共関与事業における再生品利用(グリーン購入)

3. ごみ排出量

3-1 ごみ排出量の実績

本市におけるごみの年間排出量は、令和2年度以降減少傾向となっています。

ごみ種類別にみると、いずれのごみの種類も過去5年間で減少傾向にあります。資源ごみの減少が大きくなっています。また、排出形態別にみると、家庭系ごみは減少、事業系ごみは増加で推移しています。

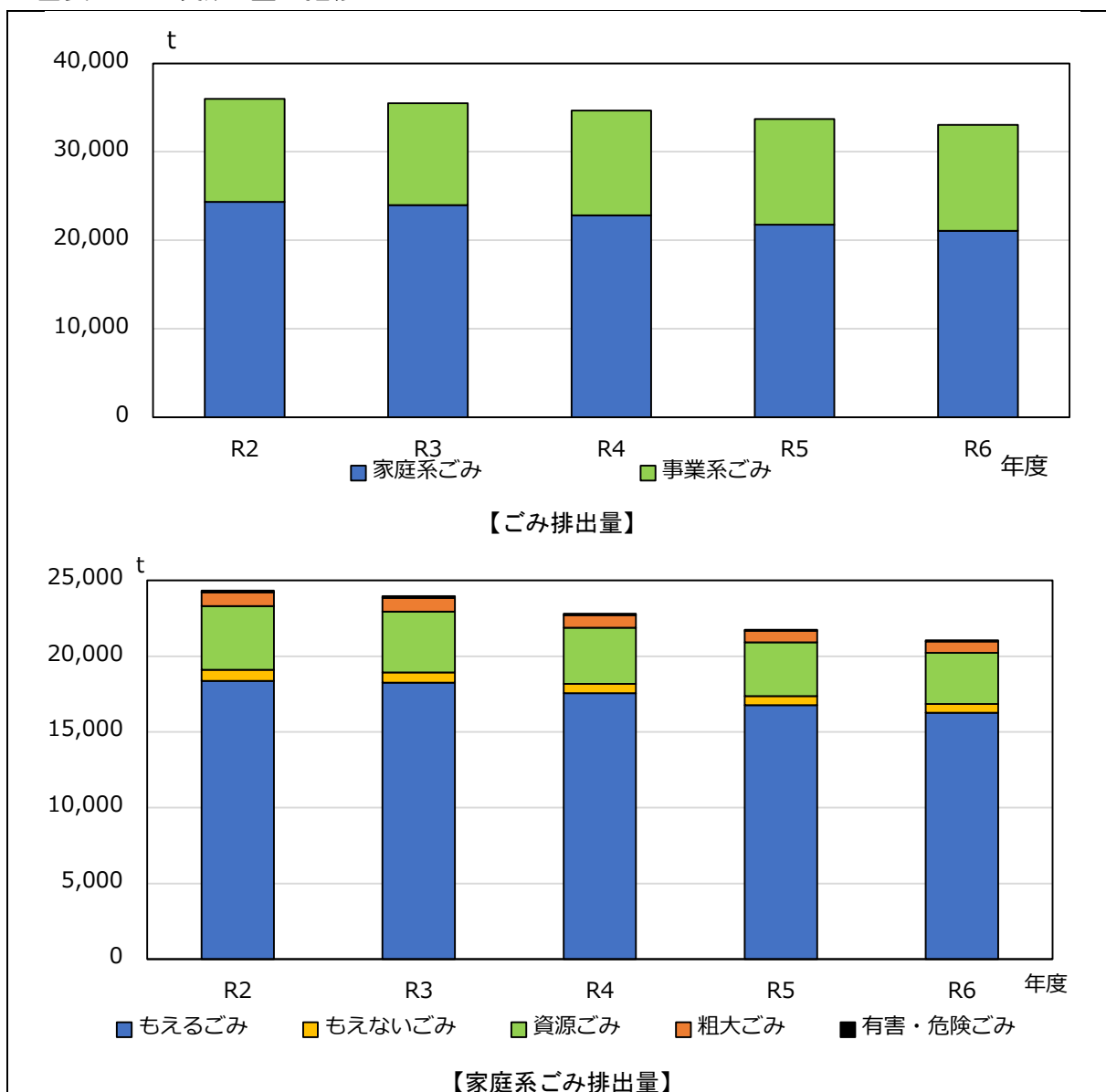
家庭系ごみの種類別の排出量は、いずれも概ね減少傾向にあります。

▼図表3 ごみ排出量の実績

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6	
計画収集人口(年度末)	人	115,375	115,061	114,808	114,767	114,747	
もえるごみ	家庭系	t/年	18,375	18,255	17,569	16,776	16,280
	事業系	t/年	11,161	11,046	11,357	11,418	11,487
	計	t/年	29,536	29,301	28,926	28,194	27,767
もえないごみ	家庭系	t/年	734	685	608	601	576
	事業系	t/年	119	105	109	135	141
	計	t/年	853	790	717	736	717
資源ごみ	家庭系	t/年	4,198	4,002	3,699	3,536	3,368
	事業系	t/年	369	358	388	394	378
	計	t/年	4,567	4,360	4,087	3,930	3,746
粗大ごみ	家庭系	t/年	913	915	836	750	743
	事業系	t/年	1	2	5	7	2
	計	t/年	914	917	841	757	745
有害・危険ごみ	家庭系	t/年	106	115	97	90	85
合計	t/年	35,976	35,483	34,668	33,707	33,060	
家庭系	t/年	24,326	23,972	22,809	21,753	21,052	
事業系	t/年	11,650	11,511	11,859	11,954	12,008	
一人1日当たりごみ排出量	g/人日	854	845	827	802	789	

出典：清掃事業概要、浦添市

▼図表4 ごみ排出量の推移

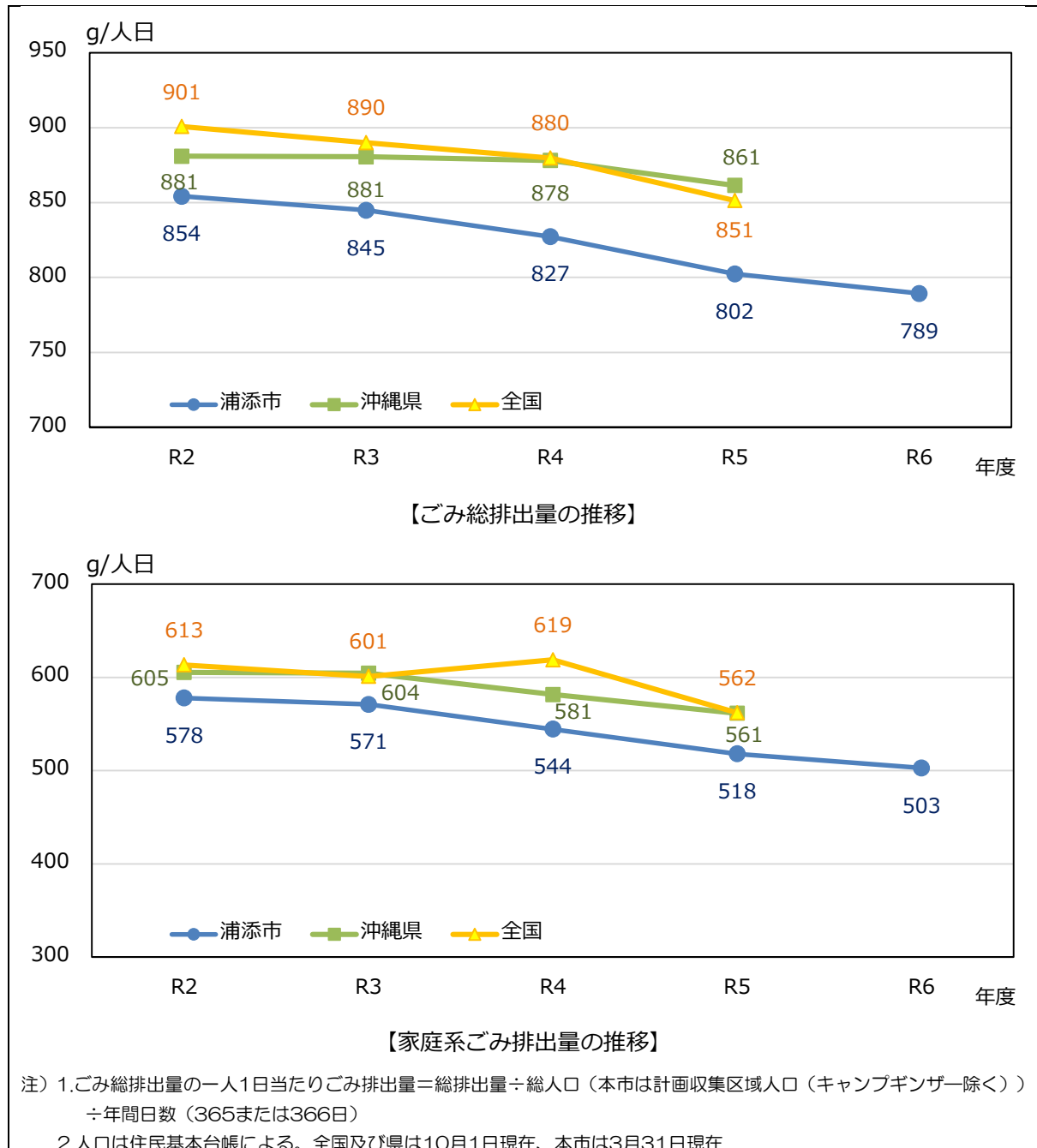


3-2 一人1日当たりごみ排出量

本市の一人1日当たりごみ排出量は減少傾向にあり、令和6年度には789g/人日となっています。令和5年度においては、沖縄県平均や全国平均と比較すると49～59g少ない値となっています。

本市の一人1日当たり家庭系ごみ排出量は減少傾向にあり、令和6年度には503g/人日となっています。令和5年度において、沖縄県平均及び全国平均と比較すると40g以上少ない値となっています。

▼図表5 一人1日当たりごみ排出量



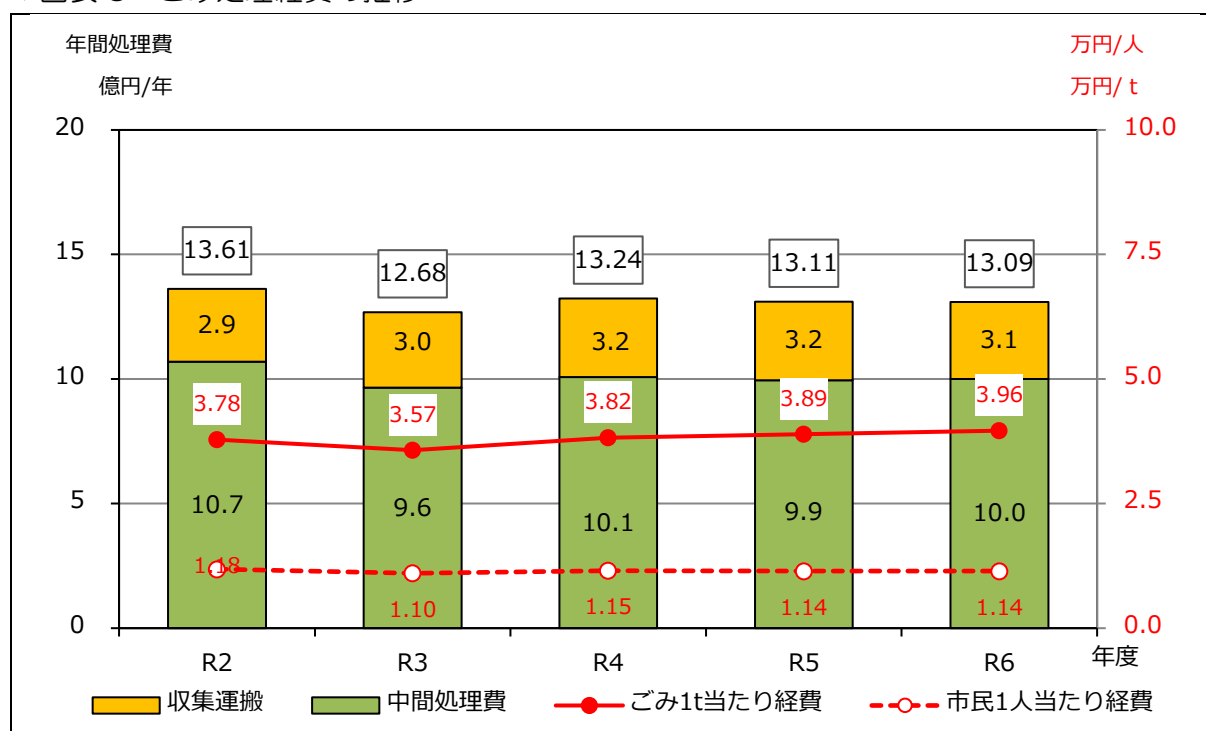
出典：清掃事業概要、浦添市環境省「一般廃棄物処理実態調査票」（全国及び沖縄県）

4. ごみ処理経費

ごみ処理経費は概ね 13 億円前後で推移しています。1 人当たり処理経費及びごみ 1t 当たり処理経費も概ね横ばいで推移しています。

令和6年度のごみ処理経費は、1,308,837 千円であり、そのうち、収集・運搬費が 308,802 千円、中間処理費が 1,000,035 千円となっています。また、1 人当たりの年間処理費用は 11,400 円であり、ごみ 1t 当たりの処理費用は 39,600 円となっています。

▼図表 6 ごみ処理経費の推移

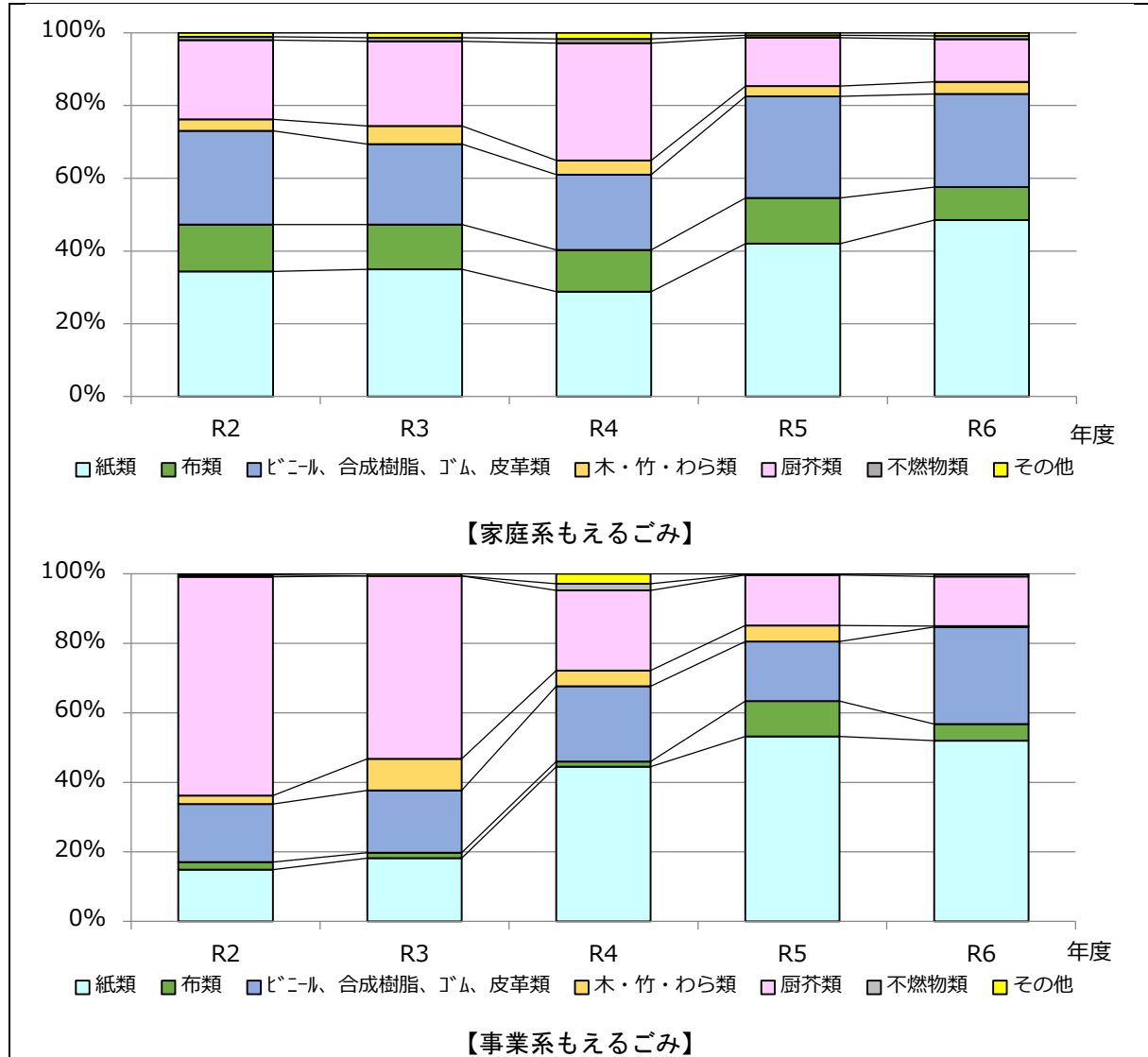


5. ごみの組成

家庭系もえるごみの組成の推移をみると、紙類(48.5%)が増加、ビニール等(25.6%)は概ね横ばい、厨芥類(11.7%)が減少しています。

事業系もえるごみ組成の推移をみると、家庭系ごみと比較して種類別組成の割合の変動が大きくなっています。

▼図表7 ごみの性状の推移



6. 資源化の状況

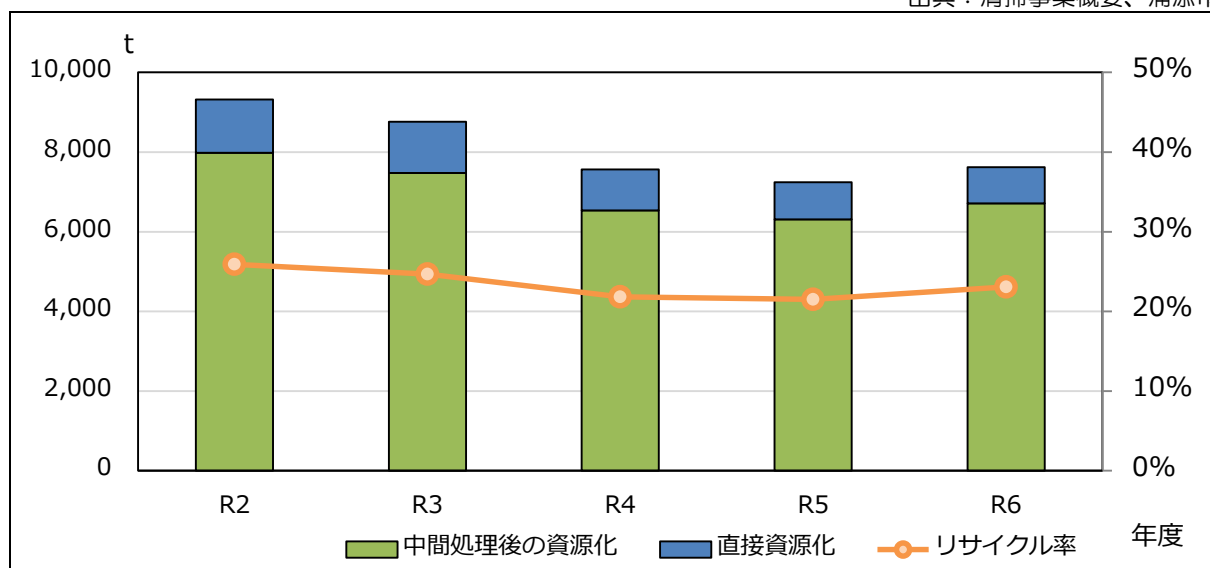
総資源化量は年々減少しており、過去5年間で約1,700t減少しています。令和6年度の総資源化量は7,618tであり、そのうち中間処理後資源化は6,714tであり、直接資源化が904tとなっています。リサイクル率は令和5年度に21.5%まで減少しましたが、令和6年度には23.0%と増加しています。

▼図表8 総資源化量及びリサイクル率の推移

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量	t/年	35,976	35,483	34,668	33,707	33,060
中間処理後資源	t/年	7,984	7,474	6,537	6,307	6,714
金属類	t/年	911	856	825	780	710
ガラス類	t/年	590	544	541	524	508
ペットボトル	t/年	566	567	576	574	582
草木類	t/年	1,284	1,199	1,197	1,080	1,135
焼却主灰	t/年	1,476	2,999	2,374	2,187	2,731
焼却飛灰	t/年	576	1,095	1,011	1,130	1,011
溶融スラグ	t/年	2,287	172	0	0	0
溶融飛灰	t/年	267	0	0	0	0
乾電池	t/年	16	32	3	24	30
蛍光灯	t/年	11	10	10	8	7
直接資源化	t/年	1,341	1,283	1,028	935	904
紙類（容器包装以外）	t/年	663	679	564	417	382
紙製容器包装類	t/年	678	604	464	518	522
総資源化量	t/年	9,325	8,757	7,565	7,242	7,618
リサイクル率		25.9%	24.7%	21.8%	21.5%	23.0%

注) リサイクル率＝総資源化÷ごみ総排出量

出典：清掃事業概要、浦添市



7. 既定計画の中間目標値との比較

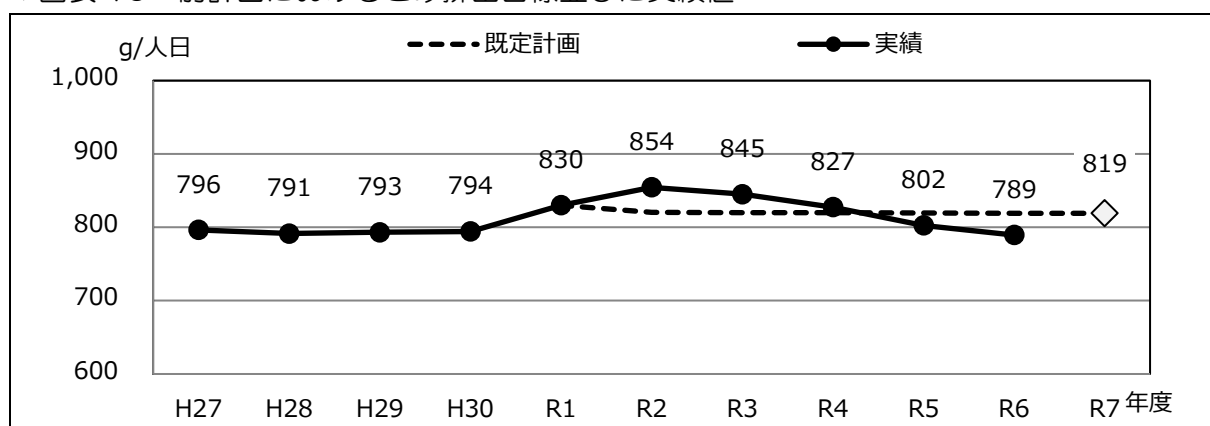
7-1 一人1日当たりごみ排出量

一人1日当たりごみ排出量は、令和2年度をピークにその後減少し令和6年度実績は789g/人日と、既定計画目標値を達成しています。

▼図表9 既定計画におけるごみ排出抑制目標

項目	単位	実績	目標	達成状況
		R6	R7	
一人1日当たりごみ排出量	g/人日	789	819	達成 (-30g)

▼図表10 前計画におけるごみ排出目標並びに実績値



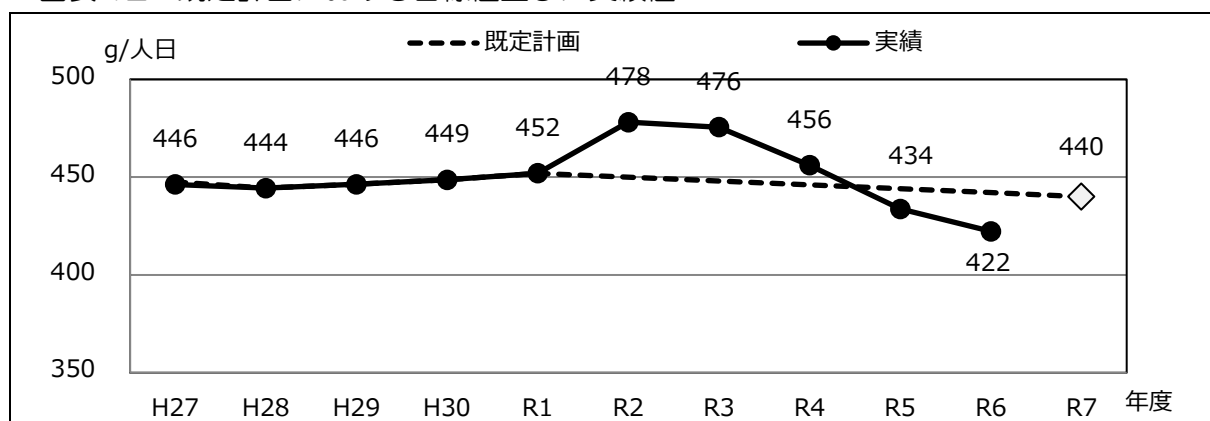
7-2 家庭ごみ一人1日当たりごみ排出量（資源ごみを除く）

家庭ごみ一人1日当たりごみ排出量は令和元年をピークに、その後減少し令和6年度実績は422g/人日と、既定計画目標値を若干上回っています。

▼図表11 既定計画におけるごみ減量目標（家庭ごみ）

項目	単位	実績	目標	達成状況
		R6	R7	
家庭ごみ一人1日当たりごみ排出量	g/人日	422	440	達成 (-18g)

▼図表12 既定計画における目標値並びに実績値



7-3 資源化目標

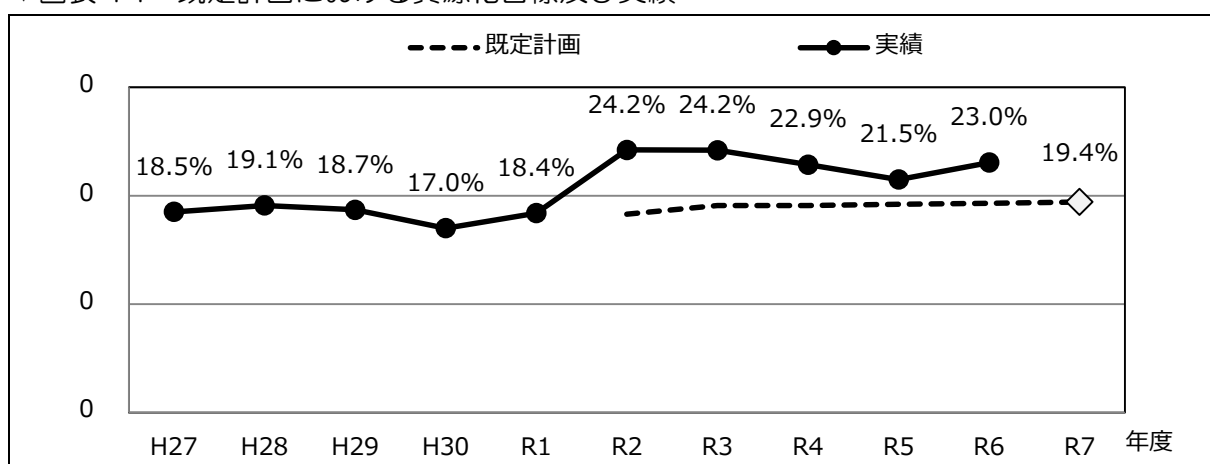
既定計画では、ごみ総排出量が減量することにより、令和7年度におけるリサイクル率を19.4%としていましたが、令和6年度のリサイクル率は23%であり、既定計画目標値を達成しています。

▼図表 13 既定計画における資源化目標

項目	単位	実績	目標	達成状況
		R6	R7	
リサイクル率	%	23.0	19.4	達成 (3.6 増)

注) リサイクル率=資源化量÷総排出量

▼図表 14 既定計画における資源化目標及び実績



7-4 最終処分目標

既定計画では、減量化・資源化目標達成後の最終処分量及び最終処分率は計画年度までゼロを維持するとあり、現状も継続して目標を達成しています。

▼図表 15 既定計画における最終処分目標

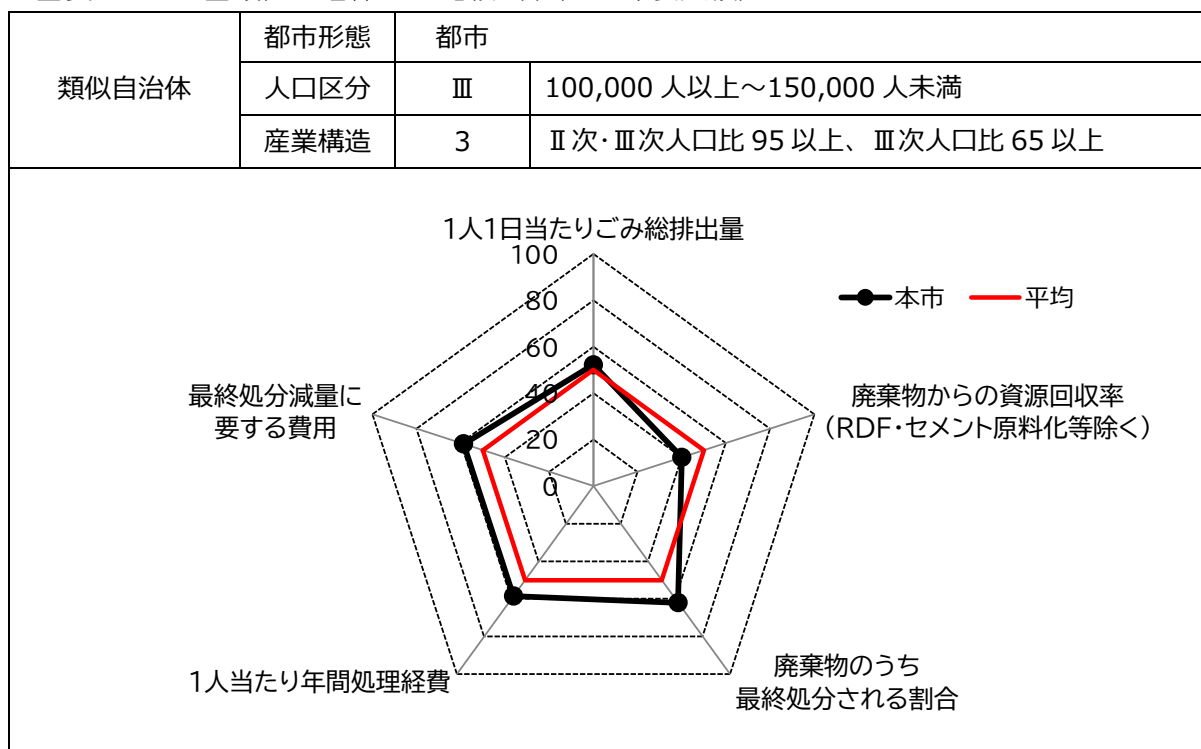
項目	単位	実績	目標	達成状況
		R6	R7	
最終処分率	%	0.0	0.0	達成

8. 全国の平均値及び類似団体の平均値との比較

国の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用し、産業構造が類似する自治体と令和5年度実績に基づき、ごみ処理システムを比較評価いたしました。評価は偏差値50を類似自治体の平均値としています。

本市は5つの指標のうち一人1日当たりごみ総排出量、廃棄物のうち最終処分される割合、1人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用の4項目において、類似都市平均値よりも良好な結果となっています。一方で、廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)の項目の偏差値は40.1となり、類似都市平均値よりも下回っている結果となっています。

▼図表 16 全国類似自治体との比較（令和5年度実績）



自治体	一人1日当たりのごみ総排出量 (g/人日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	1人当たり年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	823	19.2	5.7	14,455	48,306
最大	1,151	44.9	18.2	25,392	80,104
最小	595	7.0	0.0	8,267	25,749
標準偏差	113	8.0	4.7	3,637	10,833
浦添市	798	11.3	0.0	11,360	38,890
偏差値	52.2	40.1	62.1	58.5	58.7

注) 類似自治体とは、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールで本市と産業構造が類似した自治体

沖縄県内類似自治体：宜野湾市、沖縄市、うるま市

偏差値：平均点からどれだけ離れているかを数値で表したもので、平均点を偏差値50として、平均点より高ければ50より大きく、平均点より低ければ50より小さくなる。

令和5年度実態調査票に基づいて算出された結果であるため、本計画で整理している人口やごみ量とは必ずしも一致しない。

9. 基本理念と基本方針

第5次浦添市総合計画では、環境に関するまちづくりの理念として「安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市 ～自然と共生するやさしい美らまち～」を掲げています。従来の処理・処分を中心としたシステムから、ごみを減量し、有効利用を図っていくシステム、いわゆる「循環型社会」の形成を目指します。

本計画では、既定計画の基本理念と基本方針を継承します。

▼図表 17 基本理念と基本方針

安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市 ～自然と共生するやさしい美らまち～



基本方針 1: 市民・事業者・行政の協働の実現

市民・事業者・行政がそれぞれの立場での役割分担と協働により循環型社会を形成する。

基本方針 2: 4R(Refuse、Reduce、Reuse、Recycle)運動の推進

Refuse（リフューズ：発生抑制）、Reduce（リデュース：排出抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）を推進する。

基本方針 3: 安定かつ効率的で環境負荷が少ないごみ処理の推進

安定かつ効率的なごみ処理体制の確保及び環境負荷の低減を目指した、リサイクルを主としたごみ処理を推進する。

10. 目標値の設定

10-1 目標値

本計画の目標値は次のとおりとします。

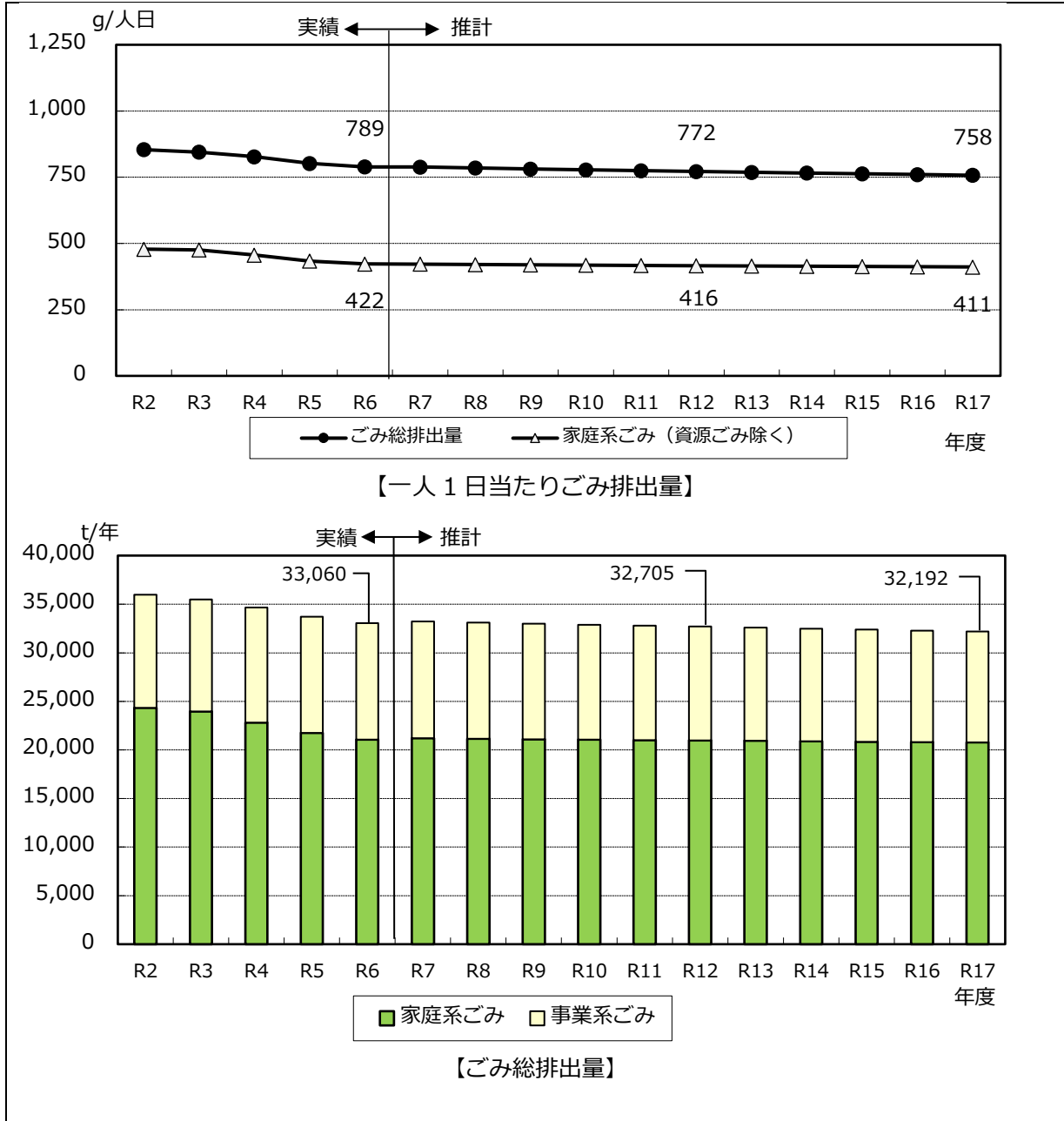
▼図表 18 目標値

	単位	令和6年度 現状	令和12年度 中間目標値	令和17年度 目標値	削減 対現状
一人1日当たりごみ 排出量	g/人日	789	772	758	32g削減
家庭系ごみ一人1日 当たりごみ排出量 (資源ごみ除く)	g/人日	422	417	412	10g削減
事業系ごみ排出量	t/年	12,008	11,718	11,432	576t削減
リサイクル率	%	23.0%	約23%	約24%	-
最終処分率	%	0.0	0.0	0.0	-

10-2 減量化・資源化目標達成後のごみ排出量等の将来見込み

減量化・資源化目標達成後の将来ごみ排出量の結果は以下のとおりです。

▼図表 19 目標達成後の推計結果



11. ごみの排出抑制及び発生抑制のための方策

◎市民が行う取組

取組	取組内容
市民団体による減量化活動	市の分別ルールに従い資源ごみを排出するほか、地域の店頭回収や民間の回収サービスを積極的に利用します。また、フリーマーケットや不用品情報(ウェブサイト等)を活用し、リユース(再利用)を積極的に行っていくことが重要です。
生ごみの減量化・堆肥化	家庭から排出される食品廃棄物の削減を推進し、「使いきる」「食べきる」「水気をきる」の「3キリ運動」を実践します。生ごみ処理機などを活用して堆肥を作り循環利用するなど、生ごみの排出抑制に努めます。
食品ロスの削減	食材を計画的に購入し、賞味期限内に使い切るように努めます。料理は作る分量を工夫して食べ残しや賞味期限切れ食品の廃棄をなくすなど、生ごみの発生抑制に努めます。
プラスチック製品の削減	マイバッグやマイボトルの利用など、使い捨てのワンウェイプラスチックの使用を抑制します。また、プラスチック製品の購入においては、環境に配慮した製品を選び、できる限り長時間(期間)使用するようにします。
過剰包装の自粛	買物袋等のごみを減らすため、買物の際には買物かごや買物袋等を必ず持参するよう努めます。贈物等をする際も、簡易包装のものを選ぶよう配慮します。
再生品の使用推進、使い捨て品の使用抑制等	トイレットペーパーなどの再生品を使用するよう努め、使い捨て品の使用を抑制します。可能な限り、物を無駄に消費しない生活スタイルを心がけることが重要です。
環境に配慮したライフスタイルの確立	ごみ減量化を実効性のあるものとするため、市民一人ひとりが、大量消費・大量廃棄の生活を見直す必要があります。4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)を強く意識することで、環境に配慮した持続可能な生活スタイルへと転換を図ります。



◎事業者が行う取組

取組	取組内容
市民団体による減量化活動	市の分別ルールに従い資源ごみを排出するほか、地域の店頭回収や民間の回収サービスを積極的に利用します。また、フリーマーケットや不用品情報(ウェブサイト等)を活用し、リユース(再利用)を積極的に行っていくことが重要です。
生ごみの減量化・堆肥化	家庭から排出される食品廃棄物の削減を推進し、「使いきる」「食べきる」「水気をきる」の「3キリ運動」を実践します。生ごみ処理機などを活用して堆肥を作り循環利用するなど、生ごみの排出抑制に努めます。
食品ロスの削減	食材を計画的に購入し、賞味期限内に使い切るように努めます。料理は作る分量を工夫して食べ残しや賞味期限切れ食品の廃棄をなくすなど、生ごみの発生抑制に努めていきます。
プラスチック製品の削減	マイバッグやマイボトルの利用など、使い捨てのワンウェイプラスチックの使用を抑制します。また、プラスチック製品の購入においては、環境に配慮した製品を選び、できる限り長時間(期間)使用するようにします。
過剰包装の自粛	買物袋等のごみを減らすため、買物の際には買物かごや買物袋等を必ず持参するよう努めます。贈物等をする際も、簡易包装のものを選ぶよう配慮します。
再生品の使用推進、使い捨て品の使用抑制等	トイレットペーパーなどの再生品を使用するよう努め、使い捨て品の使用を抑制します。可能な限り、物を無駄に消費しない生活スタイルを心がけることが重要です。
環境に配慮したライフスタイルの確立	ごみ減量化を実効性のあるものとするため、市民一人ひとりが、大量消費・大量廃棄の生活を見直す必要があります。4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)を強く意識することで、環境に配慮した持続可能な生活スタイルへと転換を図ります。



◎行政が行う取組

取組	取組内容
教育、啓発活動の充実	市民や事業者に対し、ごみの減量・再生利用、適切な出し方について啓発を徹底します。関係団体と協力し、副読本やごみ処理施設の見学などを活用した学校や地域社会における教育啓発活動を積極的に実施します。
一般廃棄物排出事業者等排出量の把握	事業系ごみの排出抑制対策を講じるため、事業系一般廃棄物排出事業者等の排出量を正確に把握し、さらに先進事例の調査・研究を行います。
生ごみ処理容器等助成の推進	生ごみ処理容器等購入への助成金制度を継続します。また、制度を有効活用してもらうため、講習会の実施、購入後の利用状況の確認、継続的な利用を促す啓発活動に取り組みます。
ごみ処理費用の適正化	ごみ処理の有料化制度は、減量化促進と費用負担の公平化の観点から、排出量等の推移を踏まえ適宜見直しを行います。令和 8 年度には料金改定を実施し、市民の排出抑制努力を促しつつ、持続可能なごみ処理体制を維持します。
容器包装廃棄物等の排出抑制	消費者、販売事業者、行政が連携・協働し、地域でのレジ袋の撤廃、過剰包装の抑制、リターナブルビンの利用促進に向けた方策を検討・推進します。その重要性と方法について普及啓発に努めます。
食品ロス削減に向けた取組の推進	「もったいない」意識の根付かせを図り、エコクッキングやエコレシピの情報発信を強化します。また、「出前講座」や「環境学習」で理解と関心を高めます。さらに、フードバンクへの食材寄付に関する情報やルールを周知・啓発し、発生した食品の有効活用を促します。
プラスチックごみの削減	プラスチックごみの発生抑制を図るため、ホームページや SNS 等で市民に対し、使い捨てプラスチックの使用を控え、繰り返し使える商品を選ぶなどの意識啓発を行います。
庁用品、公共関与事業における再生品利用(グリーン購入)促進等	庁内で使用する事務用品などの庁用品や公共関与事業において、積極的な再生品利用(グリーン購入)を進めます。



12. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

◎収集運搬の取組

取組	取組内容
安定した収集・運搬体制	市民のニーズを把握しながら、安定的で円滑な収集・運搬体制を維持するように努めます。 収集運搬業務の週5日制への移行について調査・検討を推進します。
直接搬入について	直接搬入は原則として受け入れませんが、新クリーンセンター稼働後は、処理対象物について受け入れを再開します。
分別排出の徹底	家庭系ごみは排出指導と新規転入者への周知を徹底します。 事業系ごみは分別周知と監視指導を強化します。 家庭系および事業系の燃えるごみの組成調査を定期的実施します。
分別区分等の見直し	ごみの減量化のため、分別区分の見直しを検討します。 現在分別収集していない布類等の資源化に向け、本市に最適な収集・運搬方法の導入を目指します。
資源物の抜き取り対策	資源物の抜き取りに対し、通報に基づく随時対応体制を継続しつつ、状況改善に向けた啓発等の対策を強化していきます。
適正処理困難物等 (在宅医療廃棄物を含む)	適正処理困難物(在宅医療廃棄物含む)について、排出者には専門業者への引き取り等のルールを徹底し、適正処理を推進します。
家電製品等	家電リサイクル法対象機器は原則受け入れず、リサイクル推進の協力を要請します。 パソコンは資源有効利用促進法に基づき、各主体が連携してリサイクルを推進していきます。
多様化するニーズへの対応	市民ニーズへの対応や利便性向上のため、粗大ごみのネット予約、高齢者等への排出支援、直接搬入時のキャッシュレス決済の導入などを検討します。
環境に配慮した収集・運搬体制の整備	収集・運搬車両の更新に際しては、排ガスによる環境負荷を軽減するため、低公害車や省エネルギー車の導入を検討します。
小型充電式電池の取り扱いと周知	市民・排出事業者には、市内のリサイクル協力店や製造元等に問い合わせるよう周知します。 発火事故などを未然に防ぐため、適切な排出の促進に係る周知・広報活動を行います。

リチウムイオン電池が使用されている製品の具体例



◎中間処理の取組

取組	取組内容
ごみ処理施設の適正管理	既存の浦添市クリーンセンターおよびリサイクルプラザは、計画的な維持・補修を実施し、安定的かつ継続的な廃棄物処理を継続します。また、令和 11 年度稼働を目指す新クリーンセンターの整備を進めるとともに、現クリーンセンターの解体についても調査・検討を進めていきます
リサイクルプラザの効率的・効果的な管理・運営	リサイクルプラザは、今後も環境学習講座、不用品の受け入れ・展示・提供、リユース家具等の販売などを実施し、ごみ排出抑制と資源化の普及啓発を推進し、効率的・効果的な管理・運営を実施します。
緊急時における近隣ごみ処理施設との連携	大規模な災害や事故により本市のごみ処理能力が不足した場合に備え、県内の近隣ごみ処理施設との相互支援や民間事業者との連携強化など、広域的な協力体制の構築を図ります。
ごみ処理広域化の推進	経済性や環境保全の観点から、中城村および北中城村と連携を図りつつ、新クリーンセンターによるごみ処理の広域化を推進します。また、広域化実施に伴う温室効果ガス排出量の削減など、環境保全に努めていきます。

◎最終処分の取組

現行どおり焼却残渣を資源化することで最終処分ゼロを継続します。社会状況・経済的状況の変化に必要な応じて、最終処分場の整備等について検討していきます

◎ごみ処理施設整備

取組	取組内容
浦添市クリーンセンター	中城村・北中城村との広域処理を目的とした新施設の整備(令和 11 年 4 月稼働目標)を推進しています。
浦添市リサイクルプラザ	施設の老朽化に伴い、今後、大規模改修または建て替えを検討していきます。
跡地利用	浦添市クリーンセンターの解体・跡地利用について、検討していきます。

13. その他

取組	取組内容
住民に対する広報・啓発活動	広報誌、ウェブサイト、地域連携、学校教育などを通じ、ごみの分別方法やリサイクルに関する積極的な広報・啓発を行います。
事業者の協力	製造・販売事業者には、自主回収ルートの確立やごみにならない容器の利用促進を要請します。また、再生事業者には、資源化への協力要請を継続して行います。
再生利用品の需要拡大	市役所内、家庭や事業所へ再生利用品の使用を働きかけます。
不法投棄ごみ対策	不法投棄の未然防止と早期発見のため、巡回やパトロールを強化し、監視体制を強化します。啓発看板の作成・配布や、発見時の警察等関係機関への通報徹底により、適正処理を推進します。
災害時等の廃棄物処理	令和6年度に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害時には臨時集積場での分別・中間処理を迅速に行います。市内で処理しきれない事態に備え、近隣市町村との広域的処理体制の構築を図ります。
ごみ処理経費の削減	現状のごみ処理体制を維持し、収集・運搬、中間処理、資源化の効率化に努めます。
地域に関する諸計画との関連	ごみ処理基本計画の推進にあたっては、市の「総合計画」や「環境基本計画」、沖縄県の廃棄物処理計画等の上位計画との整合を図っていきます。



生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の状況

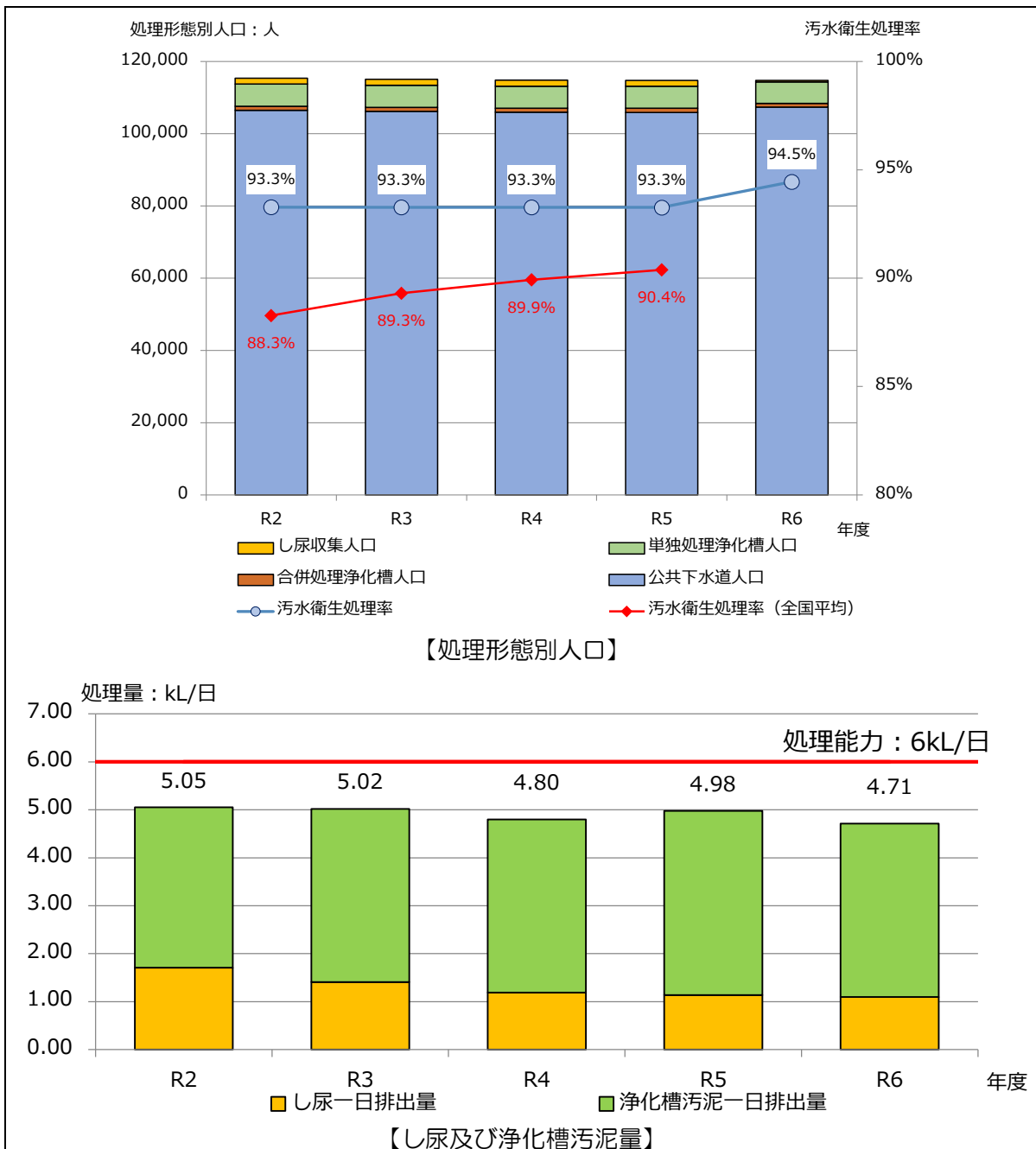
本市の処理形態別人口は、公共下水道への接続により、し尿収集人口や単独処理浄化槽人口は減少しています。

本市の汚水衛生処理率は横ばい傾向が続いていましたが、令和 6 年度は 94.5%に増加しました。

令和 6 年度のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の合計は 1,719kL/年であり、そのうち、し尿が 400kL/年、浄化槽汚泥が 1,319kL/年でした。

過去 5 年間のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移をみると、公共下水道の普及に伴い、し尿は減少しています。

◆図表 20 生活排水処理の状況



2. 生活排水処理の基本方針

基本方針 1 生活排水処理の推進

- 公共下水道の整備を推進し、処理区域の拡充を図るとともに、整備が完了している処理区域内の未接続世帯の接続促進に努める。
- 公共下水道の整備が当面見込まれない区域については、合併処理浄化槽の設置を進めるとともに、単独処理浄化槽及び汲み取り世帯については、合併処理浄化槽への移行を推進する。

基本方針 2 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

- し尿及び浄化槽汚泥について、排出量や性状に応じた適正な処理体制の整備を図る。
- 住民及び事業者に対して、浄化槽の適正な維持管理に関する啓発を行います。

基本方針 3 意識啓発及び自主的な取り組みの促進

- 水環境に対する意識啓発を行うとともに、市民一人ひとりの取組を促進する。

関連する SDGs



3. 生活排水の処理計画

計画目標年度の令和 12 年度までに 95%以上、令和 17 年度までに 96%以上とします。

▼図表 21 汚泥衛生処理率の目標

項目	令和 6 年度 現状	令和 12 年度 (中間目標年度)	令和 17 年度 (計画目標年度)
汚泥衛生処理率	94.5%	95%以上	96%以上

▼図表 22 生活排水区域及び処理人口

項目	処理計画区域	令和 12 年度 (中間目標年度)	令和 17 年度 (計画目標年度)
公共下水道	那覇処理区	109,643 人	110,849 人
	伊佐浜処理区		
合併処理浄化槽	市全域 (公共下水道処理区域外の区域)	1,044 人	1,063 人

4. し尿・汚泥の処理計画

本市において処理するし尿・浄化槽汚泥の排出量は、処理対象人口の減少により令和 12 年度にはし尿 343kL、浄化槽汚泥 1,161kLと見込まれます。

▼図表 23 し尿及び浄化槽汚泥の排出量等の見込み

項目	年度	単位	実績値	予測値	
			R6	R12	R17
し尿	排出量	kL/年	400	343	285
	一日排出量	kL/日	1.10	0.94	0.78
	原単位	L/人日	2.51	2.51	2.51
浄化槽汚泥	排出量	kL/年	1,319	1,161	1,000
	一日排出量	kL/日	3.61	3.18	2.74
	原単位	L/人日	0.52	0.52	0.52
合計	排出量	kL/年	1,719	1,504	1,285
	一日排出量	kL/日	4.71	4.12	3.52

注) 1.一日排出量＝排出量÷年間日数

2.原単位(し尿)＝し尿排出量÷計画収集人口÷年間日数

3.原単位(浄化槽汚泥)＝浄化槽汚泥排出量÷(合併処理浄化槽人口＋単独処理浄化槽人口)÷年間日数

区分	基本方針
生活雑排水の排出抑制	生活雑排水による公共用水域への水質汚濁負荷を低減します。
収集運搬	し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を推進するため、市内で排出されるし尿・浄化槽汚泥を迅速かつ効率的に収集・運搬できる体制を維持します。
中間処理・最終処分	し尿及び浄化槽汚泥の安定かつ適正な処理を継続していきます。

5. その他

区分	施策内容
市民に対する広報・啓発活動	本市の水環境保全のため、生活排水処理対策の役割とその効果について市民に広く啓発します。 台所など生活雑排水の発生源における汚濁負荷削減対策についても啓発を行います。
浄化槽の適正管理の啓発	浄化槽の機能低下は周辺環境に直接影響するため、設置者に対し、定期的な清掃と保守点検の必要性を徹底し、適正管理の理解を促します。 維持管理の実施状況を正確に把握し、不適正な管理者には指導を実施し、環境保全に努めます。
災害時のし尿処理に関する事項	処理が困難な場合は周辺市町村と協力し、広域的な処理体制および収集・運搬車輛等の緊急資機材の備蓄体制を確保します。 具体的な措置は、令和 6 年 6 月策定の「災害廃棄物処理計画」に基づき、市民への周知を徹底します。
地域に関する諸計画との関係	生活排水処理基本計画の推進にあたっては、市の「総合計画」や「環境基本計画」、および沖縄県と本市の公共下水道事業に関する計画との整合性を図ります。